

## 16世紀前半ウルム領邦における 教会巡察と宗派統一(1)

岩 倉 依 子

はじめに

ドイツにおける近年の近世史研究では、宗教改革初期における諸都市・諸領邦への改革の公式的導入に続く時代を「宗派統一(Kofessionalisierung)の時代」として捉え、この時代を近代国家の形成過程として積極的に意義づける試みが行われている。

「宗派統一」とは、狭義には、各都市・各領邦において、(ルター派であれ、ツヴィングリ派・カルヴァン派であれ、カトリックであれ) 1つの信条(Bekenntnis)にもとづいて、宗派教会(Konfessionskirche)が形成されていった歴史的過程をいう<sup>①</sup>。しかし広義には、各宗派の信条にもとづいて、近代の国家や社会、経済や文化が新たに形成されていった過程をも意味するのである。さらに宗派統一については、エストライヒが「絶対主義」にかわるものとして提唱する「社会的規律化(Sozialdisziplinierung)<sup>②</sup>」の過程として意味をもっていたとする見方もある。すなわち、宗派統一を通じて各宗派の宗教的倫理的規範に定められた規律が民衆に強要され、民衆が臣民(Untertanen)として規律化されていった過程としての側面に注目する見方である<sup>③</sup>。

ところで、シュミットは、宗派統一の過程は16世紀初頭に始まるが、明確な宗派意識が一般に定着したのは17世紀半ばころだという<sup>④</sup>。またハーグは、西南ドイツを代表する帝国都市ウルムの17、18世紀の状況を事例として分析を行い、ウルムの領邦の宗派統一には宗教改革以後2世紀の期間を要したとする。ハーグによれば、ウルム領邦の民衆は、17世紀末にもなお、中世以来の伝統的な宗教と文化の中に生きていたのであって、彼らが真に教会に込み込まれるのは、やっと18世紀前半になってのことである<sup>⑤</sup>。領邦での宗派統一にはこれほどの長い時間を必要としたわけであるが、その原因は何であったろうか。本稿では、この問題に取り組むために、宗派統一初期のウルム領邦を事例として、宗派統一の進行を妨げる要因を史料に即して具体的に示すことを試みたい<sup>⑥</sup>。

ウルムは、当時のドイツにおいて、広大な農村支配領域、すなわち領邦を市壁外に有する点でニュルンベルクにも比肩しうる数少ない帝国都市であった。ウルム市内では、1520年代初頭に市民による宗教改革運動

が始まり、1530年11月に市民の投票結果にもとづいて正式に宗教改革が導入され福音派都市となった<sup>(7)</sup>。その直後から市内の教会改革が始まると、それと並行して領邦の教会改革も進められ、1531年から数回にわたって、領邦の現状を把握し、改革を推進するために、領邦での教会巡察(Kirchenvisitation)が行われた。

エンドリスは、1531年から1547年にかけて6回にわたり行われた巡察記録を刊行しているが、この巡察記録から、われわれは当時の領邦における民衆、聖職者、役人、学校等の実態をうかがい知ることができる。そのうち1531年から1535年までの3回の巡察を本稿の考察対象とし、1537年から1547年の間の3回の巡察は次稿に譲ることとする。1535年を一応の区切りとしたのは、1536年にウルムは正式にルター派になるため、そこに至るツヴィングリ派としての宗派統一の過程を一つのまとまりと見なすことができるからである<sup>(8)</sup>。

## 1. ウルムの領邦統治と宗教改革

### 1. 領邦の構成と統治構造

16世紀前半、ウルムの領邦は、北部領域(ヘルフェンシュタイン)と南部領域(ヴェルデンベルク)から成っており、帝国都市ウルムはほぼその南端に位置していた<sup>(9)</sup>。この2つの領域において、ウルム市当局はほぼ領主権を獲得し、広範な支配権限を上から一方的に行使し、住民の公的生活全域を規制していた。領邦は法的にも社会的にも、帝国都市とは全く異なった領域を構成しており、領邦民は「臣民」として、帝国都市ウルムの市民が享受する自治権その他の権限は何ら与えられていなかった。経済的にも、各町村が使える収入は教区教会の財産以外は皆無で、都市ウルムに完全に依存していた<sup>(10)</sup>。

しかし、ウルム領邦における支配権は複雑な様相を呈していた。ウルム市当局は上述のように、全領域における領主権をほぼ掌握していたが、外部の領主権がウルム領邦内の町村に教会保護権(Patronatsrecht)を所有していることが少なくなかった<sup>(11)</sup>。この問題が、領邦において宗派統一を推進する上で意外な障害となったのである。

### 2. ウルム領邦と宗教改革

帝国都市ウルムでは宗教改革の導入後、3人の宗教改革者(M.ブツァー、J.エコランパッド、A.ブラーラー)が招かれ、彼らを中心に教会改革が進

められた。1531年6月には、ウルムの新しい信仰告白である『18の信仰箇条(18 Artikel)<sup>(12)</sup>』が作成され、それに続いて、ミサの廃止、聖画像破壊<sup>(13)</sup>が行われた。8月には新しい教会制度を定めた『教会規定(Kirchenordnung)<sup>(14)</sup>』が公布された。こうしてウルムは名実ともに福音派都市、しかも他の西南ドイツ都市同様、ツヴィングリ派都市となったのである<sup>(15)</sup>。

一方、ウルム領邦では、ウルム市内に見られたような民衆による宗教改革運動はほとんど起こらなかったが<sup>(16)</sup>、それでもウルム市当局は、市内と同様に領邦の改革にも着手し、まず3人の改革者によって1531年春、全領邦住民を対象とした説教活動が行われた<sup>(17)</sup>。それに続いて、6月には聖職者の試験が実施されている。しかしその結果は、当時ウルム領邦にいた約70名の聖職者のうち、福音主義を表明した聖職者の中でも、真に聖職者として役に立つ者はわずかに5名にすぎない、という状況であった<sup>(18)</sup>。

宗教改革後、教会統治権と牧師任免権を掌握した市当局は、当然カトリック聖職者を解雇したかったが、教会保護権を持たない地域では聖職者を解雇する権利をもたなかった<sup>(19)</sup>。従って、外部勢力によって教会保護権が確保され続けたところでは、ウルム市当局が教会保護権をもつところの聖職者にその司牧を兼任させる、という形を採らざるをえなかった。このように、全領邦に市当局の教会統治権を行使しえない状況下で、市当局による領邦の宗教改革は進められていったのである<sup>(20)</sup>。

## II. ウルム領邦の教会巡察概要

教会巡察の制度はすでに中世初期からあったが<sup>(21)</sup>、宗教改革導入後は、教会巡察は宗教改革を導入した福音派地域だけでなく、カトリック地域でも行われ、各宗派にとって改革を押し進める有力な手段となった。教会巡察の主な目的は、民衆の信仰や聖職者や役人の状況を把握し、領域内に宗派信仰を定着させることであった<sup>(22)</sup>。巡察の結果、多くの巡察記録が残されたが<sup>(23)</sup>、それらの記録から見えてくるものは、聖職者や教会の状況、民衆の信仰に関わることでなく、それらの範囲を超えた、政治、社会、教育、生活等々にまでわたっており、巡察記録は当時の社会全般を映す鏡という性格をもっている<sup>(24)</sup>。したがって、巡察記録は、宗派統一運動の具体相を知るためにも、有用な資料であるといえる<sup>(25)</sup>。

ウルム領邦の教会巡察は、『教会規定』にその実施が定められている。

すなわち、年に2回、牧師達と各町村から2名の代表を呼んで教会会議(Synode)を開き、そこで牧師の活動が報告され、新任牧師の試験がおこなわれること、又それと並んで、当初は毎年、その後は2～3年に1度、数人の市参事会員と牧師達によって教会巡察が行われることになっている<sup>(26)</sup>。この規定にしたがって、ウルム領邦では16世紀前半に3回の教会巡察と3回の教会会議が行われた。ただし、教会会議は実質的には教会巡察と同義である。両者の違いは実施される場所の違いだけであり、教会巡察の場合は巡察官が領邦に出かけていき、教会会議は審問される者たちがウルム市内に召喚された<sup>(27)</sup>。

教会巡察の主導権をとったのは市当局で、実際に巡察の任務にあたったのは、市参事会員から成る委員会とウルムの主任牧師(1533年まではK.ザム、1533年以降はM.フレヒト)であった。彼らが巡察官となり領邦に出かけていくか、あるいはウルム市内で教会会議を開催したのである<sup>(28)</sup>。

ここで、本稿で考察する1531年、1532年、1535年の教会巡察と教会会議の過程と手順について簡単に言及しておきたい。

1531年10月16日の巡察は、ヘルフェンシュタイン地域の20の町村とランゲナウの9つの町村のみを対象とした、「神の言葉に関する、役人、聖職者、臣民の試験」である。この試験に当たったのは、市参事会員、K.ロートとD.シュライヒャーの2名であった。審問を受けたのは各共同体の役人、牧師、そして民衆を代弁する裁判官あるいは4人委員(Vierer)であった。しかし、この試験は、主に「神の言葉」に対する各人の態度を問うもので、詳細な個別質問もないため、この記録からは以後の教会巡察や教会会議のように細かな実態は現れてこない。しかし、宗教改革導入直後の牧師、役人の状況、そして裁判官と牧師たちによって語られる民衆の状況を、そこからうかがい知ることができる<sup>(29)</sup>。

以下は、1532年2月20日にウルムで開催された教会会議の内容である。この教会会議で審問に当たったのは、2名の牧師、フレヒトとザム、2名の市参事会員、マイスター・ミヒェルとJ.ヴォルケンシュタインの4名であった。召喚されたのは、各町村から基本的に3名、すなわち牧師1名、裁判人から1名、民衆から1名であった。人数は、全部で92名、2名については不明だが、27名が牧師、63名が俗人であった。この記録は、1531年の巡察より多い34の町村を包括している。この会議では、全体集会の場で公に各町村ごとに質問される形態をとった<sup>(30)</sup>。質問は公開質問と個別質問から成り、まず公開質問は主に以下の3点についてである。

1) 各教会、教区における問題について。

2) 学校について(子供の勉強への関心と、学校を開けるメスナー(Mesner)<sup>(31)</sup>の存在)。

3) 悪習について<sup>(32)</sup>。

これに続く個別質問で問われたのは以下の通りである。

1) 役人と民衆代表に対して(牧師の教え、司牧活動、私生活について)。

2) 牧師に対して(牧師の信仰、役人の働き(特に処罰への態度)、民衆の信仰等について<sup>(33)</sup>)。

ウルムの『教会規定』では、教会巡察は当初毎年行われることになっていたが、1532年の教会会議で巡察の実はあがったという理由で、実際に次の教会巡察が実施されたのは、その3年後の1535年であった。今回の巡察官は、フレヒトと市参事会から3名、J.Sch.リヒター、Chr.リヒター、U.カールハルトである。訪問地ごとに巡察官の質問に答えたのは、牧師、役人、民衆代表である。この巡察では民衆代表の出身は49の町村に及んだが、牧師の人数は兼任があるため40名である。質問事項は以下の3つの個別質問から成る。

1) 牧師について(説教、司牧状況、悪習への処罰、カテキズム教育(Kinderbericht)、洗礼と聖餐、副業、家庭等)。

2) 学校教師とメスナーについて(学校、聖歌指導、牧師との関係、家庭等)。

3) 役人について(牧師との関係、共同体での悪習、『教会規定』の遵守状況、青少年の素行、牧師や教会の評判、再洗礼派やミサに行く者達、牧師の給料等)。

これらの質問に牧師、役人、民衆代表がそれぞれ答えたのである<sup>(34)</sup>。巡察記録には、いずれの教会会議、教会巡察においても、発言者の身分を特定して、その証言内容が記されている。

### III. ウルム領邦の教会巡察記録

本章では、1531年から35年にかけての、試験、教会巡察、教会会議における記録を縦断しながら、主に、そこに現れる「民衆」「牧師」「学校」の実態に焦点をしばって、そこから見えてくる諸問題と市当局の対応を検討してみたい。

#### 1. 民衆

まず「神の言葉」あるいは「説教」に対する民衆の姿勢を明らかにしてみよう。「神の言葉」は、福音派が拠って立つ根本原理として「説教」

を通して語られる。そして、「神の言葉」と「説教」とは、福音主義を象徴するものとして、1531年の試験の主要テーマであった。1531年の記録からは、「神の言葉」を好んで聴く肯定的な福音派信徒の姿が、大半の町村に見られる。例えば、まだカトリックの司祭が残っているローンゼーでは、裁判官が、ここの聖職者はカトリックなので、農民の半分はエトリンシースの福音派牧師のところへ説教を聴きに行く、と言っている<sup>(35)</sup>。あるいはジンゲンの役人は住民皆が説教に行くと言う<sup>(36)</sup>。巡察を受けた29の町村のうち約20の町村で、何らかの形での「神の言葉」や説教に対する民衆の肯定的な態度があることが記されている。1532年の記録でも、民衆が「神の言葉に反しない」「説教にでかける」、といった記述がみられるが<sup>(37)</sup>、この種の証言は1531年に比べて減少し、飲み食いや仕事や居酒屋などで時間をつぶして、説教や晩祷にこない者達がいるといった記述が増加している<sup>(38)</sup>。さらに1535年の記録になると、説教を好んで聴く信徒の姿を語る証言は1件のみで、逆に、「説教に行かない者がいる」という証言が圧倒的に多くなっている<sup>(39)</sup>。例えば、説教中に居酒屋や教会墓地で時間をつぶしたり、ワインを売り買いしたりする者たちがいる、という証言が見える<sup>(40)</sup>。上述のように「神の言葉」「説教」は福音主義を象徴する概念であることを考えると、以上の現象は、民衆が時を追って福音主義から離反していく状況を示唆しているといえよう<sup>(41)</sup>。

一方、多くの証言にカトリックのミサに出かける民衆の姿がある。ミサを行うことはウルム領邦では認められていなかったため、ミサを受けたい者はウルム領邦外に出かけるのである。ミサに出席する者についての証言は、1531年、1532年、1535年と次第に増えている<sup>(42)</sup>。

1535年には、7つの町村で、ミサに出かける人々が確認される<sup>(43)</sup>。例えばガイスリンゲンでは約50人、ホルツシュヴァンクでは約30人、という数字が挙げられている。これらの評価は難しいが、カトリック人口は必ずしも減少していないであろう。

しかもウルム領邦に残るカトリック聖職者の影響力も無視できないもので、民衆のカトリック信仰堅持の態度を助長したと思われる。例えば、1532年には、アムシュテッテンでは、司祭がカトリック信仰に留まるよう言ったため、(福音派の)説教に来ない者たちがいる、との証言があり、またトュルクハイムでは、牧師が説教すると、そのあとでカトリックの司祭がそれを批判するため、民衆は少しも教化されない、といった証言が見られる<sup>(44)</sup>。

民衆の「悪習」に関する証言は、当時のウルム領邦の民衆の実態を如

実に示すものともいえる。これらは、1531年にはほとんど見られないが、1532年と1535年ではもっとも多い。悪習として証言に出てくるのは、賭け事、飲酒、呪い、瀆神、深酒、姦通、誓い、踊りなどである。踊りは、1535年の「毎日曜に踊りが催されている」、の証言にみるように、日曜の礼拝出席を妨げる最も大きな要因となっていた<sup>(45)</sup>。なお特に目立つのが、瀆神である。1535年のメルクリンゲンの牧師の証言には、「瀆神は老若男女の教皇主義者にも、福音派と思われている者にも甚だしく厚顔無恥に行われている。...これは罪とも不正とも見なされていない<sup>(46)</sup>」とある。しかも1532年から1535年にかけてこの種の証言は増加している。1535年の教会巡察ではメルクリンゲンの裁判官は、「悪習は増え、敬神は減っている」と言っているが<sup>(47)</sup>、これは1530年代前半のウルム領邦全体に当てはまることといえよう。

1532年の全般質問では、共同体の悪習に関する質問に聖画像崇拜の状況を問う項目がある<sup>(48)</sup>。『18の信仰箇条』の第9条には、「絵画・偶像は偶像崇拜を引き起こす故、容認できない」という条文があり<sup>(49)</sup>、これはツヴィングリ派特有の主張である。この規定に従ってウルム市内では上述のように、1531年6月に市内の教会の聖画像破壊が行われている。この件に関し、多くの牧師たちは聖画像撤去を望む証言をしているが、民衆に関しては、一方に「聖画像崇拜をする民衆像<sup>(50)</sup>」、他方に「聖画像の撤去を望む民衆像<sup>(51)</sup>」が現れている。前者は5件、後者は4件で、数だけを見るとほぼ同数であるが、後者は主に牧師を通して語られたことで、民衆の直の証言に基づくものではない。さらに、民衆の中には、「十字架像を除けば説教には行かない」という者さえいたのであって<sup>(52)</sup>、ホーファーの指摘する通り、中世カトリックの伝統を引き継ぐ聖画像崇拜は、民衆の中に根強く残っていたというべきであろう<sup>(53)</sup>。

そのほかにも、宗教改革に対する民衆の反発・不安を示す証言が散見する。その一部を挙げてみよう。「信仰のゆえに不幸になるのではないかと心配している者たちがいる<sup>(54)</sup>」(1532年のベルンシュタット-バイマーシュテットの民衆代表の証言)。「司祭が追われてから、いいことがないと公然と言う者がいる<sup>(55)</sup>」(アルトハイムの裁判官の証言)。「以前の教皇制の時のほうが敬虔な民衆であった。また告解をしたいと何人かが言っている<sup>(56)</sup>」(ラーデルシュテッテンの全般質問での証言)。さらに当局に関する興味ぶかい証言もある。1535年、バレンドルフでは、「お上は、教皇制の時より福音派のほうが厳しい、という苦情がある。そのことに誰も抵抗を感じている<sup>(57)</sup>」。これらが当時の民衆の一般的な感じ方であるか

どうかは問題であるが、少なくとも、これらの見方を打ち消すような、福音主義に対する肯定的な声は、当時の記録にみるかぎり、民衆の中から聞こえてこないのである。

## 2. 牧師

宗教改革後の牧師に課された任務は、単に説教を行うだけでなく、聖餐を行い、カテキズム教育<sup>(58)</sup>を青少年にほどこすことでもあった。とくに聖餐は、民衆に宗派信仰をもたせる上で、大きな役割を果たした。福音派の中でも、1520年代後半、ルター派とツヴィングリ派の間で激しい聖餐論争が展開されたが、ウルムの『教会規定』はツヴィングリの聖餐論に立ったものである<sup>(59)</sup>。『教会規定』は、少なくともウルム市内では聖餐を毎日曜に行うべきことを定めているが、領邦に関しては、聖餐は「必要に応じて」行う、という以上のことは定められていない<sup>(60)</sup>。

聖餐に関する証言をみると、その実施状況は極めて緩慢であった。聖餐をどの程度行っているか、という質問自体、1535年の巡察で初めて登場している。聖餐に言及した証言では、既に聖餐を実施しているところが16箇所、未実施のところが15箇所となっている。前者の中でも、聖餐の行われる頻度を厳密に言っているものは僅かで、明言されているものでも、年1～2回程度、多いもので6週に1回である<sup>(61)</sup>。しかも実施している所が少ないばかりか、それに参加する人数も極端に少ない。人数に言及があるケースでは、聖餐に参加する人数はせいぜい2～3人、あるいは誰も行こうとしない、というものがほとんどである<sup>(62)</sup>。これには、牧師たちが、「罪の無い者がくるように<sup>(63)</sup>」「踊りに行く者は来るべきではない<sup>(64)</sup>」などの、聖餐参加のために厳しい条件を付していたことも関係しているであろうが、ともかく聖餐による宗派的教化は徹底されていなかったのである。

同様のことが、カテキズム教育に関しても言える。1531年の『教会規定』には、日曜の午後、青少年のために十戒、使徒信条、主の祈りを説き、青少年は時々それに関する質問を受けなければならないこと、さらに年4回カテキズム教育が行われるべきことが定められている<sup>(65)</sup>。宗教改革後、ルターをはじめとする改革者や牧師によって、多くのカテキズムが作られ、教会や学校における宗教教育のテキストとして用いられていた<sup>(66)</sup>。ウルムでも、すでに1528年に、ツヴィングリ派牧師ザムの手になるカテキズムが作成されていた<sup>(67)</sup>。1532年と1535年の個別質問の中には、牧師はカテキズム教育をどのくらい行っているか、という項目があ



る。1535年にはさらに、日曜日に教会で十戒、主の祈り、使徒信条を青少年に教えているか、という問も加わっている。しかし、カテキズム教育の実施は、1532年にはわずか2箇所で見られるのみである<sup>(68)</sup>。たしかに1535年になると、カテキズム教育が実施されているという町村は一挙に12箇所に増加している。しかし、逆にカテキズム教育を行っていないことが確認できる町村は17箇所にもものぼる。カテキズム教育を行う回数は、年1回から4回まで場所によって異なるが、規定どおりに「4回」実施していると明言している場所は2つにすぎない。ましてや、教会規定にある、日曜午後の青少年教育に言及しているものはほとんどない。記録にみる限り、牧師によるカテキズム教育は、当時は定着していなかったと言わざるを得ない。

### 3. 学校

宗教改革後、福音派では一般に、宗教教育は、教会のほか学校においても、主にカテキズムを通じて遂行された<sup>(69)</sup>。

ウルムの『教会規定』は、全共同体の改善はひとえに青少年の規律(Zucht)にかかるゆえ、学校世話人(Schulpfleger)が教師を選抜し、また学校を巡察するという条文を設けている。また学校世話人には、学校を領邦にも設立すべきことが指示されている<sup>(70)</sup>。ウルム市内では、1531年に旧ラテン語学校が福音主義によって改編され、1532年には、市から報酬を受けてドイツ語学校を開く4人の教師がいたことが確認できる<sup>(71)</sup>。

これに対し、ウルム領邦に設立される学校は専らドイツ語学校である。1532年の教会会議では、学びたい子供と教師の有無が問われているが、1535年の教会巡察での審問は、既存の学校での教育状況に関して行われており<sup>(72)</sup>、そこでの証言から、少なくとも11箇所で学校教師の存在を確認できる。つまり、1532年から1535年の間に、かなりの数の学校が新設されたことになる。

しかし、こうして増加した学校に肝心の子供たちはあまり集まっていない。たしかに、ウルム領邦内第2の人口の都市であるライプハイムでは1535年、40人の男子が学校にきている、という証言もあるが、これは例外で<sup>(73)</sup>、他には、例えばアルテンハイムでは4人以下<sup>(74)</sup>、ネリンゲンではほとんどこない<sup>(75)</sup>、と言われている。このように領邦の学校に生徒が集まらなかった一因は教師の質にも求められよう。教師に対する不満・批判の声は高く、例えば上述のネリンゲンの民衆代表は、教師は「子供たちに対し熱意が全くない」と訴え<sup>(76)</sup>、クーヘンの民衆代表は教師

を「無益<sup>(77)</sup>」と評した。上述のライブハイムでさえ、民衆代表は、教師は熱心ではあるが「ほとんど学識がない」と批判している<sup>(78)</sup>。

このように領邦の学校には子供たちが必ずしも十分に集まっていなかったにもかかわらず、まだ学校のない多くの町村では、教師を要望する声が、牧師や役人からだけでなく、民衆からも聞かれたのも事実である<sup>(79)</sup>。

さて、では領邦の学校での教育内容はどうであったろうか。福音派のドイツ学校では、一般にドイツ語の読み書き、カテキズムが教えられていたが<sup>(80)</sup>、ウルムの領邦に関しては、学校のカテキズム教育に言及されている証言はごく僅かである。例えば、ベルンシュタット-バイマーシュテッテンでは、学校教師はカテキズム教育を行っていない、とあり、牧師はこの教師を単に「ドイツ語教師」と評している<sup>(81)</sup>。カテキズム教育をおこなった、との証言があるのは、ベーリンゲンのみで<sup>(82)</sup>、むしろ詩篇を歌うことを教えているという証言が多い<sup>(83)</sup>。いずれにせよ、すでに設置されている学校にカテキズム教育が広く積極的に取り入れられていた、と考えることは難しい。

#### 4. 教会巡察の結果に対する市当局の対応

1532年と1535年の記録には、各町村の審問記録の末尾に、審問内容に対する市当局の「裁定」が、さらに各年の記録の最終部には「教会会議裁定」(1532年)、あるいは「巡察の総括」(1535年)が収録されている。これは証言内容に対する市当局側の対応を示したものであり、これを検討することで、領邦の問題に市当局がどう対処したかを、したがって又、宗派統一といかに取り組んだかを、ある程度明らかにすることができる。

以下に、本章の第1節から第3節で取り上げた、「民衆」「牧師」「学校」に関して示された巡察結果に対する市当局の対応を、順を追って見てみよう。

1) 第1節では、説教に行かない民衆の姿が明らかにされたが、これに対する対策として、まず、領邦外で行われるミサへの参加が禁じられている。この措置は1532年、1535年の各町村に対する個別「裁定」に共通にみられる<sup>(84)</sup>。日曜日に説教に行かずに、踊りに行く者達も目立ったが、この問題に対して、1535年の「総括」は、踊りは、陶冶されていない青少年への配慮から、これに関する『教会規定』条項を遵守して「適度に」なされるべきであるとしている<sup>(85)</sup>。しかし、民衆を積極的に説教にいかせようとする方策は特には講じられておらず、それどころか1532年のヴァイデンシュテッテンの「裁定」では、市当局は「なんぴとも人を説教

に出席するよう強制することはできない」と言っている<sup>(86)</sup>。これは、エラスムスの自由意志論に沿うかのように、説教への出席を促すことはしても信仰強制には反対する立場であり、1530年代にウルムの市当局に一貫してみられる姿勢である<sup>(87)</sup>。

次に、民衆の聖画像崇拝に対しては、1532年の教会会議では、「聖画像は撤去された」という個別「裁定」が多くみられる<sup>(88)</sup>。最終的な「教会会議裁定」でも、聖画像を崇拝のために設置することが厳しく禁じられ、市当局が領主権をもつすべての町村で、聖画像を撤去すること、そして牧師には、民衆に対して撤去の理由を、神の命令として説教するように命じている<sup>(89)</sup>。聖画像に関する改革はもっとも迅速かつ具体的に進んだ改革といえるだろう。

では、民衆に蔓延していたこれらを始めとする様々な「悪習」に対して、市当局はどう対処したのであろうか。悪習を処罰する権限が牧師と役人に付与されていたことは、1532年と1535年の質問項目からわかるが、現実には処罰は徹底しなかった<sup>(90)</sup>。こうした状況をうけて、1532年の「教会会議裁定」は、悪習を「内なる偶像崇拝」として、人々の心から除去する必要性を説き、特に役人にむかって、民衆のよき模範となること、規定に反した者を処罰すべきことを命じている<sup>(91)</sup>。また1535年の「総括」では、市参事会の発布した諸悪習の禁令を周知徹底することが命じられている<sup>(92)</sup>。

2) 第2節で検討した牧師の任務である聖餐に関しては、1535年の段階でも、実施されていない町村が多くあったが、市当局は聖餐実施に対し慎重な態度をとっている。これにはルター派とツヴィングリ派の間における聖餐論争の問題が絡んでいた。例えばベルンシュタット-バイマーシュテッテンの牧師はルター的解釈の聖餐論を説き、聖餐をまだ実施していなかったが、これに対し「裁定」は、聖餐に関してはアイゼナッハの協約を待つよう指示している<sup>(93)</sup>。ウルムを含む西南ドイツ諸都市は、宗教改革導入当初からツヴィングリ派都市であったが、1531年のツヴィングリの死や、ルター派主導の福音派同盟(シュマルカルデン同盟)への加盟により、しだいにルター派に移行する過程にあった。ウルムではこの移行にあたり、両派の聖餐論の違いが障害になっており、市当局も積極的な聖餐推進策をとりえなかったのであろう<sup>(94)</sup>。1535年の「総括」においても、聖餐には「真剣な分別」が必要であり、『教会規定』を守るべきである、と言及されているだけである<sup>(95)</sup>。

カテキズム教育に関しては、1532年と1535年の証言から見える実態は、

『教会規定』が定める状態とはほど遠いものであった。これに対し、1532年の「教会会議裁定」は、全領邦において子供たちはキリスト教的規律がほどこされないまま悪しき習慣の中で育っているゆえ、牧師たちに、カテキズム教育に着手し、子供たちにキリスト教的規律を教えることを命じている。1535年の「総括」では、『教会規定』にしたがって、各町村で年4回のカテキズム教育が必須であり、しかもそれが徹底的に行われてなければならないとし、いくつかの町村に、メスナー<sup>(96)</sup>兼教師を採用するよう勧奨している。しかし、すべての者に教師を供給することはできない、とも付言している<sup>(97)</sup>。要するに、全町村に教師を配置するのは不可能だ、ということである。

3) このように全町村に教師を配備できない主原因は財源不足である。第3節で、まだ多くの町村に学校がなく、教師が要望されていることに言及したが、これに対する各町村の「裁定」からも財源不足の状況が浮かび上がる。例えば1532年、バレンドルフ-ベルスリンゲンに対する「裁定」は、教師を雇用してほしいとの領邦住民の要望を却下し、代わりに牧師が少年たちに教えるように命じている。あるいはメスナーに教師を兼任させるという措置も、数カ所で構想されている。1535年にいたっても、資金不足が指摘され、資金をいかに確保するかという問題が随所に顔を出している<sup>(98)</sup>。これらの対応から、多くの町村において学校を開設するための財源が不足している状況下で、市当局が学校設立を積極的に推進する方策を打ち出していないことがうかがえる。

学校の教育内容については、1535年のシュトゥーベンハイムの「裁定」が示唆的である。すなわち、「一般的な問題点は、青少年に読み方と詩篇の歌、さらに他のよき習俗(Sitten)を教える教師がいないということ」である、と言われているのである<sup>(99)</sup>。すなわち、市当局が教師に期待した教育内容とは、ドイツ語の読み方、詩篇、さらによき習俗であったと考えることができるだろう。

この「よき習俗」は、カテキズム教育を含むものであろうが、市当局は、財源不足を理由に、全町村に教師を配置してカテキズム教育の徹底を図る姿勢を示していないのである。

### 結びにかえて

上にみたように、確かにウルム市内の宗教改革導入は、領邦民衆に一時的に福音的高揚をもたらしたが、やがて民衆は聖画像を拝み、カトリックのミサに走り、悪習にふける生活へと戻ってゆく。むしろ民衆には、

福音主義への不満・不安の表明のほうが目につく。一言で言って、この1530年代という時期において、民衆が新しい宗派信仰によって教化されていたとは見做しがたい。

この背後の問題としては、まずウルム領邦の特殊な事情を考慮すべきであろう。既述のように、ウルム領邦には、民衆による宗教改革の導入を要求する下からの運動はほとんどみられなかった。このように福音的素地のないところに、市当局は、上から信仰を形式的に強制する必要があったのである。また、ウルム領邦域内でありながら、市当局が教会保護権を持たない町村では、カトリック聖職者を解雇できなかったために、カトリック聖職者の影響を民衆から絶つことができなかった。そして領邦の財源不足である。領邦の各町村は都市のように自立した財源をもたなかったため、ウルム市内のように牧師や教師の報酬、学校の設立に十分な財源を当てることができなかったのである。福音的素地の欠如とカトリック聖職者の残存が、宗派統一のうえでの領邦における精神的障害であったとするならば、経済問題は物理的障害として作用した、とみることができるであろう。

これらに対して、市当局はカトリック信仰を禁じ、聖画像を撤去し、悪習の処罰に努めることで対応しようとしたが、これらの対策は、民衆を積極的に宗派信仰へと導く手段として機能しなかった。では、説教と聖餐とカテキズム教育による直接的な教化活動はどうであったか。本稿で検討した記録から見る限り、この方面での市当局の態度は積極性を欠くものだったとしか見えない。すなわち、説教への参加強制などの強い手段は用いず、また聖餐についても明確な姿勢を打ち出せず、カテキズム教育に必要な学校の設置についても、財源不足を理由として施策の推進を怠っている。

とはいえ、もちろん1530年代前半にあっては、宗派統一運動はまだ緒に就いたばかりである。次稿においては、上記のような問題状況を念頭におきながら、本稿の考察範囲に後続する1530年代後半から40年代にかけての教会巡察を通して、宗派統一がその後いかなる途をたどったか、その経路をさらに検証してみたい。その際、本稿では立ち入ることのできなかった市当局と教会の関係、役人の働き、セクトの活動なども視野にいれながら、市当局のめざす宗派統一の意味を考察してみたいと思う。

#### 註

- (1) Vgl. E.W.Zeeden, *Die Entstehung der Konfessionen. Grundlagen und Formen der Konfessionsbildung im Zeitalter der Glaubenskämpfe*, München-Wien 1965, S.9f.;

- S.Ehrenpreis/ U.Lotz-Heumann, *Reformation und konfessionelles Zeitalter*, Darmstadt 2002, S.63ff.
- (2) Vgl. G.Oestreich, Strukturproblem des europäischen Absolutismus, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 55, 1968, S.337ff.
- (3) Vgl. N.Haag, *Predigt und Gesellschaft. Die lutherische Orthodoxie in Ulm 1640-1740*, Mainz 1992, S.6f.; H.Schilling, Konfessionalisierung im Reich, in: *Historische Zeitschrift* 246, 1988, S.6; H.R.Schmidt, *Konfessionalisierung im 16. Jahrhundert*, München 1992, S.XI.
- (4) Schmidt, *op.cit.*, S.95f,104.
- (5) Haag, *op.cit.*, S.416f.
- (6) 宗派統一に関する研究史については以下を参照。Haag, *op.cit.*, S.111f.; Schmidt, *op.cit.*, S.64f.
- (7) ウルムの宗教改革については以下を参照。C.T.Keim, *Die Reformation der Reichsstadt Ulm*, Stuttgart 1851, S.33ff.; P.Hofer, *Die Reformation im Ulmer Landgebiet – religiöse, wirtschaftliche und soziale Aspekte –*, Tübingen 1977 (Diss.), S.67ff.; E.Trostel, *Das Kirchengut im Ulmer Territorium. Eine Untersuchung der Verhältnisse vor und nach der Reformation*, Ulm 1976, S.96ff.; J.Endriß, *Das Ulmer Reformationsjahr 1531*, 2.Auf., Ulm 1931. 拙稿「ウルムの宗教改革－市参事会による福音派外交政策の展開－」『比較都市史研究』第5巻第2号、1986年。
- (8) ルター派とツヴィングリ派は、救済は信仰のみにより、聖書を唯一最高の権威とする点で同じ福音派であるが、両派の違いは聖餐論と聖画像の扱いに象徴される。ルターは、聖餐におけるパンとぶどう酒にもキリストが現在するという偏在説をとるが、ツヴィングリは、それらはキリストを象徴するものにすぎない、という象徴説を採る。ルターは教会内の聖画像を容認するが、ツヴィングリはそれらを偶像崇拜として破壊した。Vgl. R.Stupperich, *Die Reformation in Deutschland*, 2.Aufl., Gütersloh 1980, S.78ff.
- (9) Vgl. Trostel, *op.cit.*, S.13ff.; Hofer, *op.cit.*, S.16ff. 16世紀ウルムの各領域を構成する町村名については、Hofer, *op.cit.*, S.20f.を参照。1618年の目録(ウルム領域の町村)によれば、ヘルフェンシュタインの領域に関しては18の主要町村と29の支町村、ヴェルデンベルクの領域に関しては10の主要町村と28の支町村が挙げられている。Hofer, *op.cit.*, S.22.
- (10) Vgl. Hofer, *op.cit.*, S.10ff.,32, 92ff.; Trostel, *op.cit.*, S.16.
- (11) Hofer, *op.cit.*, S.24, 32. 教会保護権とは、16世紀には聖職者任命権そのものを意味した。Vgl. Hofer, *op.cit.*, S.105f. ウルム領邦のように外部の領主が教会保護権をもっているという事情は、当時のドイツでは一般的にみられた。Vgl. C.A.H.Burkhardt, *Geschichte der sächsischen Kirchen- und Schulvisitationen von 1542 bis 1545*, Leipzig 1879, S.164.
- (12) 『18の信仰箇条』は主にブツァーによって作成され、1531年6月2日にウルム市参事会に承認された。Vgl. Trostel, *op.cit.*, S.99; Endriß, *Reformationsjahr*, S.25; Keim, *op.cit.*, S.230-233.
- (13) 聖画像破壊は、ルター派にはみられない、ツヴィングリ派特有の現象である。本稿註(8)参照。

- (14) ウルムの『教会規定』は主にブツァーによって起草され、そこには、教義、礼拝、説教、巡察、学校、洗礼と聖餐、結婚等々に関する諸規定が納められている。Vgl. A.L.Richter(Hg.), *Die evangelischen Kirchenordnungen des 16.Jahrhunderts*, Bd.I, Weimar 1846, S.157ff.; Keim, *op.cit.*, S.241ff.; Endriß, *Reformationsjahr*, S.76ff. ウルムの『教会規定』は教義的には主にツヴィングリ主義に立ち、市当局による教会統治を謳っている点ではルター派の影響を受けている。Vgl. Hofer, *op.cit.*, S.78, 87ff.; W.Enderle, *Konfessionsbildung und Ratsregiment in der katholischen Reichsstadt Überlingen (1500-1618)*, Stuttgart 1990, S.201.
- (15) Vgl. Endriß, *Reformationsjahr*, S.61ff.; H.S.Specker, *Ulm. Stadtgeschichte*, Ulm 1977, S.107ff. bes. S.116ff.; Hofer, *op.cit.*, S.70ff.
- (16) Vgl. Hofer, *op.cit.*, S.47ff.; E.Naujoks, *Stadtverfassung und Ulmer Land im Zeitalter der Reformation*, in: *Ulm und Oberschwaben* 34, 1955, S.105.
- (17) Vgl. Endriß, *Reformationsjahr*, S.22ff.; Hofer, *op.cit.*, S.80ff.
- (18) Vgl. Endriß, *Reformationsjahr*, S.31ff. bes.36; Trostel, *op.cit.*, S.105; Hofer, *op.cit.*, S.90.
- (19) 市当局の教会統治権と牧師任免権については以下を参照。Hofer, *op.cit.*, S.89, 100ff.; E.Naujoks, *Obrigkeitsgedanke, Zunftverfassung und Reformation*, Stuttgart 1958, S.79, 83f.
- (20) Vgl. Trostel, *op.cit.*, S.107ff.; Endriß, *Reformationsjahr*, S.35ff.; Hofer, *op.cit.*, S.104ff. 141f.; Enderle, *op.cit.*, S.202.
- (21) 宗教改革以前の教会巡察に関しては以下を参照。E.W.Zeeden (Hg.), *Repertorium der Kirchenvisitationsakten aus dem 16. und 17. Jahrhundert in Archiven der Bundesrepublik Deutschland, Bd.2, Baden-Württemberg, Teil.2*, Stuttgart 1987, S.19ff.
- (22) Vgl. Zeeden (Hg.), *Repertorium*, S.16; E.W.Zeeden u. P.Th.Lang (Hg.), *Kirche und Visitation*, Stuttgart 1984, S.11.
- (23) Vgl. G.Müller, *Visitationsakten als Geschichtsquelle*, in: *Deutsche Geschichtsblätter* 17, 1916, S.287.
- (24) Zeeden u. Lang (Hg.), *op.cit.*, S.10.
- (25) Zeeden (Hg.), *Repertorium*, S.16.
- (26) Richter, *op.cit.*, S.158. Vgl. Endriß, *Reformationsjahr*, S.83.
- (27) Hofer, *op.cit.*, S.118.
- (28) Vgl. Naujoks, *Obrigkeitsgedanke*, S.81f.; Hofer, *op.cit.*, S.118f.
- (29) Vgl. Hofer, *op.cit.*, S.119f.; J.Endriß, *Die Ulmer Synoden und Visitationen der Jahre 1531-47*, Ulm 1935, S.7ff.
- (30) Endriß, *Synoden*, S.15.
- (31) メスナーとは、地域によってはキュスター(Küster)とも呼ばれ、牧師の助手の役割を果たし、教会の雑務以外にも、16世紀には牧師のカテキズム教育を補助した。K.Pallas, *Der Küster in der evangelischen Kirche*, in: *Zeitschrift des Vereins für Kirchengeschichte der Provinz Sachsen* 19, Nr.1, 1922, S.3ff.; P.Barth, *Die Geschichte der Erziehung in soziologischer und geistesgeschichtlicher Bedeutung*, 5/6.Auf., Leipzig 1925, S.256.

- (32) ここで問われている悪習として、具体的に以下のものが挙げられている。1) 聖画像崇拜 2) 瀆神 3) 教会、教義、秘蹟への軽蔑 4) 売春、姦通 5) 悪戯 6) 深酒等キリスト教共同体に害となるもの。Endriß, *Synoden*, S.12f.
- (33) Vgl. Endriß, *Synoden*, S.11ff.
- (34) 他にも、貧民救済や死者、埋葬などに関する問もある。Vgl. Endriß, *Synoden*, S.21ff.
- (35) Endriß, *Synoden*, S.45.
- (36) Endriß, *Synoden*, S.47.
- (37) 例えば、ルーイツハウゼン (Endriß, *Synoden*, S.59)、アルトハイム (Endriß, *Synoden*, S.72)など。
- (38) アルトハイム (Endriß, *Synoden*, S.72)。
- (39) 例えば、Holzkirche (Endriß, *Synoden*, S.100), Langenau (Endriß, *Synoden*, S.109)など。
- (40) Endriß, *Synoden*, S.41 (アルテンハイム)。
- (41) ホーファーは、1532年には民衆の過半数は説教よりもミサに行っており、その数はますます増加した、としている。Vgl. Hofer, *op.cit.*, S.129.
- (42) Endriß, *Synoden*, S.44, 48, 56などを参照。
- (43) 例えば、Holzkirche (Endriß, *Synoden*, S.84), ホルツキルヘ (Endriß, *Synoden*, S.100)など。
- (44) Endriß, *Synoden*, S.66f., 69.
- (45) Endriß, *Synoden*, S.110. Vgl. Hofer, *op.cit.*, S.130.
- (46) Endriß, *Synoden*, S.95.
- (47) Endriß, *Synoden*, S.94.
- (48) 本稿註(32)参照。
- (49) Endriß, *Reformationsjahr*, S.116f.
- (50) 例えば、アルテンシュタット (Endriß, *Synoden*, S.56)、シャルクシュテッテン (Endriß, *Synoden*, S.65)など。
- (51) 例えば、ギンゲン (Endriß, *Synoden*, S.67)、リートハイム (Endriß, *Synoden*, S.80)など。
- (52) ネリンゲン (Endriß, *Synoden*, S.62)。
- (53) Vgl. Hofer, *op.cit.*, S.132.
- (54) Endriß, *Synoden*, S.76.
- (55) Endriß, *Synoden*, S.73.
- (56) Endriß, *Synoden*, S.63.
- (57) Endriß, *Synoden*, S.107.
- (58) カテキズム教育とは、主に「十戒」「主の祈り」「使徒信条」を素材として青少年に信仰の基本を教えることである。拙稿「16世紀ドイツ福音派の教会・学校規定と宗教教育」『敬和学園大学研究紀要』第10号、2001年、120-124ページ参照。
- (59) Vgl. Keim, *op.cit.*, S.243; Hofer, *op.cit.*, S.89.
- (60) Richter, *op.cit.*, S.158; Endriß, *Reformationsjahr*, S.85.
- (61) 例えば、ヴァイデンシュテッテン (Endriß, *Synoden*, S.99)、ホルツシュヴァンク (Endriß, *Synoden*, S.113)など。



- (62) 例えば、シュテッテン (Endriß, *Synoden*, S.85)、クーヘン (Endriß, *Synoden*, S.83) など。
- (63) トユルクハイム (Endriß, *Synoden*, S.98)。
- (64) ヴァイデンシュテッテン (Endriß, *Synoden*, S.99)。
- (65) Richter, *op.cit.*, S.157; G.Mertz, *Das Schulwesen der deutschen Reformation im 16. Jahrhundert*, Heidelberg 1902, S.473.
- (66) Vgl. Mertz, *op.cit.*, S.243ff.
- (67) Vgl. F.Chor (Hg.), *Die evangelischen Katechismusversuche vor Luthers Enchiridion*, Bd.3, Berlin 1902, S.75ff.
- (68) ホルツキルヘ (Endriß, *Synoden*, S.74) と アルベック-ヘルベルジンゲン (Endriß, *Synoden*, S.77)
- (69) Vgl. G.Thiele, Zur Entstehung der deutschen Volksschule, in: *Zeitschrift für Geschichte der Erziehung und des Unterrichts* 28, 1938, S.188.
- (70) Richter, *op.cit.*, S.158; Mertz, *op.cit.*, S.473f.
- (71) Specker, *op.cit.*, S.153f. Vgl. J.Greiner, Geschichte der Ulmer Schule, in: *Ulm und Oberschwaben* 20, 1914, S.22f.
- (72) Endriß, *Synoden*, S.13, 23.
- (73) Endriß, *Synoden*, S.108.
- (74) Endriß, *Synoden*, S.84.
- (75) Endriß, *Synoden*, S.96.
- (76) Endriß, *Synoden*, S.96.
- (77) Endriß, *Synoden*, S.83.
- (78) Endriß, *Synoden*, S.108.
- (79) 例えば、1532年、アルテンシュタット (Endriß, *Synoden*, S.57)、1535年、アルトハイム (Endriß, *Synoden*, S.101) など。
- (80) Vgl. F.Hahn, *Die evangelische Unterweisung in den Schulen des 16. Jahrhunderts*, Heidelberg 1957, S.29f.; H.Ehmer, Bildungsideale des 16.Jh.s und die Bildungspolitik von Herzog Christoph in Württemberg, in: *Bll. für Württembergische Kirchengeschichte* 77, 1977, S.12.
- (81) Endriß, *Synoden*, S.106.
- (82) Endriß, *Synoden*, S.85.
- (83) これは1535年に3件確認できる。例えばクーヘン (Endriß, *Synoden*, S.82) など。
- (84) 1532年、アルテンシュタット (Endriß, *Synoden*, S.57)、1535年、ベルマリンゲン (Endriß, *Synoden*, S.111) など。
- (85) Endriß, *Synoden*, S.114. 『教会規定』には、踊りは教会の献堂式と結婚式の時にのみおこなれるべき、と定められていた。Hofer, *op.cit.*, S.130.
- (86) Endriß, *Synoden*, S.73.
- (87) Vgl. Naujoks, *Obrigkeitsgedanke*, S.84f. ウルムへのエラスムスの影響については以下を参照。E.-W.Kohls, Martin Bucers Anteil bei der Abfassung der Ulmer Kirchenordnung im Jahre 1531, in: *Zeitschrift für ev. Kirchenrecht* 15, 1970, S.337.
- (88) 例えば、ネーエンシュテッテン (Endriß, *Synoden*, S.73)、ホルツキルヘ (Endriß, *Synoden*, S.74) など。
- (89) Endriß, *Synoden*, S.81.

- (90) 例えば、1532年のトュルクハイムの牧師の証言「役人は悪習をよく監視せず、やや怠惰である」(Endriß, *Synoden*, S.66)、1535年のジンゲンの民衆代表の証言「牧師の悪習への処罰は軽すぎる」(Endriß, *Synoden*, S.88)など。
- (91) Endriß, *Synoden*, S.82.
- (92) Endriß, *Synoden*, S.114.
- (93) Endriß, *Synoden*, S.106f. アイゼナッハの協約は、実際には『ヴィッテンベルク一致信条』として1536年5月22日に成立し、聖餐論に関してはツヴィングリ的理解が退けられ、ルター的解釈が採択された。ウルム市参事会は10月にこの信条を受け入れ、正式にルター派都市となる。Vgl. Stupperich, *op.cit.*, S.104f.; E.Nübling, *Die Reichsstadt Ulm am Ausgang des Mittelalters (1378-1556)*, Bd.2, Ulm 1907, S.475f.; E.Naujoks, *Obrigkeitsgedanke*, S.105f.
- (94) この間の事情については以下を参照。Keim, *op.cit.*, S.318ff.; Hofer, *op.cit.*, S.164ff.
- (95) Endriß, *Synoden*, S.114.
- (96) 本稿註(31)参照。
- (97) Endriß, *Synoden*, S.82,115.
- (98) Endriß, *Synoden*, S.75, 65, 87, 94.
- (99) Endriß, *Synoden*, S.93f.